

住民基本台帳閲覧者（令和５年１１月１日から令和６年１０月３１日まで）

塩竈市市民生活部市民課

閲覧年月日	閲覧者団体（機関）名	団体代表者	閲覧受託団体名	受託団体代表者	利用目的（請求事由）の概要	閲覧に係る住民の範囲
令和5年12月12日	公益財団法人 塩事業センター	理事長 津田 健	一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦	「家庭用塩の消費実態に関する調査」のため対象者抽出	芦畔町 24件
令和6年6月6日	内閣府 大臣官房政策広報室	室長 廣瀬 健司	一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦	「国立公園に関する世論調査（附帯調査：水循環）」のため対象者抽出	花立町 14件
令和6年6月26日	株式会社 野村総合研究所	常務執行役員 森沢 伊智郎	一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦	「日常生活に関するアンケート調査」のため対象者抽出	清水沢一丁目 39件
令和6年6月27日	宮城県	知事 村井 嘉浩	株式会社 サーベイリサーチセンター 東北事務所	所長 千葉 紀章	「令和6年度宮城県少子化施策等に関する県民意識調査」のため対象者抽出	新富町 13件
令和6年7月9日	国土交通省東北地方整備局 北上川下流河川事務所	所長 斉藤 喜浩	株式会社 サーベイリサーチセンター 東北事務所	所長 千葉 紀章	「河川環境整備事業に関するアンケート調査」のため対象者抽出	越の浦一丁目～二丁目・字伊保石・字越の浦・字庚塚・字杉の入裏・字石田・松陽台二丁目・杉の入三丁目・清水沢三丁目～四丁目・青葉ヶ丘・千賀の台一丁目～三丁目 41件
令和6年8月8日	宮城県	知事 村井 嘉浩	株式会社 サーベイリサーチセンター 東北事務所	所長 千葉 紀章	「令和6年度宮城県介護人材確保施策等に関する県民意識調査」のため対象者抽出	清水沢一丁目～二丁目・玉川一丁目～三丁目・藤倉一丁目～三丁目・松陽台一丁目～三丁目・千賀の台一丁目～三丁目 15件
令和6年8月9日	しおり台町内会	会長 神谷 統	—	—	「町内会主催の敬老会」開催のため対象者抽出	後楽町1番・2番・3番（1・2号）12番～14番 44件
令和6年8月14日	玉川一丁目町内会	会長 佐藤 実	—	—	「町内会敬老祝金」配布のため対象者抽出	玉川1丁目6番～9番 (9番60号～70号を除く) 1件
令和6年9月5日	宮城県塩釜保健所	宮城県塩釜保健所長	—	—	「令和6年国民健康・栄養調査及び令和6年歯科疾患実態調査」のため対象者抽出	松陽台二丁目（1番～4番） 128件
令和6年9月11日	消費者庁	長官 新井 ゆたか	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久	「令和6年度消費者意識基本調査」のため対象者抽出	千賀の台二丁目 4 番～ 25件

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項に基づき公表するものです。

○参考 住民基本台帳法（抜粋）
（国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）
第11条
3 市町村長は、毎年少なくとも1回、第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。
（個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）
第11条の2
12 市町村長は、毎年少なくとも1回、第1項の申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、申出者の氏名（申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名）、利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。